

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の 使用促進について（お知らせ）

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、
先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売され
る**先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能、効果**を
もつ医薬品のことです。

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、
当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んで
います。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分
安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を
満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

当院では、医薬品の供給が不足した場合には、
治療計画の見直しを行うなど、適切に対応する体
制をとっています。また、供給状況によって薬剤が
変更となる可能性があります。変更にあたって、ご
不明な点などがありましたらご相談下さい。

ご理解ご協力をお願いいたします。

